

文京区公契約条例に関するお知らせ

契約件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記の業務は、文京区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約又は協定の中で約定しています。

◆ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限額をいいます。

労働報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

◆ 労働報酬下限額が適用される労働者等

受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等)

受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの(いわゆる一人親方)

※ 受注関係者(下請事業者、再委託先等)の労働者等に対しても適用されます。

※ 次に掲げる者は、適用されません。

- ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
- ・ ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者(本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等)
- ・ 公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者(従事した時間が1か月当たり 30 分未満の者)
- ・ 工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者等)

◆ 申出をする場合の申出先

適用労働者等は、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出をすることができます。

申出先		住 所	連絡先
受注者			
受注関係者			
区	文京区総務部契約管財課	〒112-8555 文京区春日1-16-21	03-5803-1338

※ 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働報酬下限額との差額に相当する金額を支払う責任が生じます。

※ 受注者及び受注関係者は、適用労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

◆ 令和7年度労働報酬下限額

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,364	27	普通船員	3,465
2	普通作業員	3,015	28	潜水土	5,614
3	軽作業員	2,082	29	潜水連絡員	4,107
4	造園工	3,049	30	潜水送気員	3,983
5	法面工	3,758	31	山林砂防工	3,612
6	とび工	3,702	32	軌道工	6,458
7	石工	3,690	33	型わく工	3,567
8	ブロック工	3,432	34	大工	3,420
9	電工	3,668	35	左官	3,713
10	鉄筋工	3,668	36	配管工	3,218
11	鉄骨工	3,330	37	はつり工	3,387
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,062
13	溶接工	4,163	39	板金工	3,848
14	運転手(特殊)	3,432	40	タイル工	3,049
15	運転手(一般)	2,858	41	サッシ工	3,612
16	潜かん工	4,163	42	屋根ふき工	3,814
17	潜かん世話役	4,984	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,455	44	ガラス工	3,555
19	トンネル特殊工	4,028	45	建具工	3,205
20	トンネル作業員	3,488	46	ダクト工	3,330
21	トンネル世話役	4,557	47	保温工	3,117
22	橋りょう特殊工	3,915	48	建築ブロック工	3,690
23	橋りょう塗装工	3,994	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,568	50	交通誘導警備員A	2,273
25	土木一般世話役	3,645	51	交通誘導警備員B	1,980
26	高級船員	4,298			

※ 上記にかかわらず、労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者の労働報酬下限額については、1時間当たり1,619円になります。